

鳥取市介護保険事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第28号

鳥取市介護保険事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取市介護保険事務取扱規則（平成12年鳥取市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第5号及び様式第6号中 「 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため
介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、鳥
業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した

に必要があるときは、私の要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介
取市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事
医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。 」 を 「 介護サービス計画の作成等介護
提供を受けた介護サービス計画及
援事業者、居宅サービス事業者、
常生活支援総合事業を行う者、主

保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、鳥取市が
び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、鳥取市から地域包括支援センター、居宅介護支
地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日
治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。 」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市介護保険事務取扱規則の規定により作成
され、又は使用されている用紙については、所要の修正を加え、当分の間使用する
ことができる。